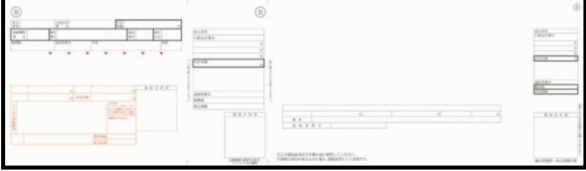



男鹿市規則第 1 8 号

男鹿市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

男鹿市特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成 1 7 年男鹿市規則第 1 4 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(家賃の納入方法) 第13条 条例第12条の規定による家賃の納付は、<u>市長の発行する使用料納入通知書</u>（様式第10号）により納付するものとする。</p> <p>様式第10号（第13条関係）</p>	<p>(家賃の納入方法) 第13条 条例第12条の規定による家賃の納付は、<u>男鹿市営住宅使用料納入通知書</u>（様式第10号）により納付するものとする。</p> <p>様式第10号（第13条関係）</p>
	
<p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。</p>	

様式第 1 号中「㊦」を削る。

様式第 2 号及び様式第 4 号中「印」を削る。

様式第 5 号中「㊦」を削る。

様式第 7 号中「印」を削る。

様式第 8 号中「㊦」を削る。

様式第 9 号中「印」を削る。

様式第 1 1 号及び様式第 1 2 号中「㊦」を削る。

様式第13号及び様式第14号中「印」を削る。

様式第15号中「㊟」を削る。

様式第16号中「印」を削る。

様式第17号から様式第19号までの様式中「㊟」を削る。

様式第20号中「印」を削る。

様式第21号中「㊟」を削る。

様式第22号中「印」を削る。

様式第23号中「㊟」を削る。

様式第24号中「印」を削る。

様式第25号及び様式第26号中「㊟」を削る。

様式第27号及び様式第28号中「印」を削る。

#### 附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。